審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号
手続名	役員等の兼職・兼業の特例の認可（漁連）	根拠条項	第９２条第３項（第３４条の５第１項ただし書準用）

審査基準	第３４条の５第２項の規定によることとする。

受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	１月	目次№	１１６
						標準経由期間	日		